

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年6月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600722号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700041号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年11月1日、喪失年月日を昭和56年1月1日とし、昭和55年11月及び同年12月の標準報酬月額を、同年11月は10万4,000円、同年12月は11万円とすることが必要である。

昭和55年11月1日から昭和56年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年11月1日から昭和56年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年11月1日から同年5月21日に、喪失年月日を昭和56年1月1日から同年7月16日に訂正し、昭和55年5月から昭和56年6月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和55年5月21日から昭和56年7月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間(上記の厚生年金特例法に基づき認められる被保険者期間を除く。)として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年5月1日から昭和56年8月1日まで

A社に昭和55年5月1日から昭和56年7月31日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和55年5月21日から昭和56年7月16日までの期間について、雇用保険の記録、請求者から提出された給料支払明細書及び同僚の陳述から判断すると、請求者が、当該期間において、A社に勤務していたこと及び厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたことが認められる。

また、日本年金機構B事務センターは、請求期間のうち、昭和55年5月21日から昭和56年7月16日までの期間について、請求者が厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと認められる場合、当該期間の始期(資格取得時)及び定時決定時(昭和55年10月)における標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも16万円である旨回答している。

さらに、請求者から提出された給料支払明細書のうち、昭和55年11月及び同年12月の給料支払明細書を見ると、給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

加えて、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年11月1日、喪失年月日を昭和56年1月1日とし、昭和55年11月及び同年12月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構B事務センターの回答から、同年11月は10万4,000円、同年12月は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の昭和55年11月1日から昭和56年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時の資料がなく不明と回答しているが、昭和55年11月1日から昭和56年1月1日までの期間について、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は請求者に係る昭和55年11月1日から昭和56年1月1日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和55年5月21日から同年11月1日までの期間及び昭和56年1月1日から同年7月16日までの期間について、前述の給料支払明細書のうち、昭和55年11月及び同年12月以外の月に係る給料支払明細書において、給与から厚生年金保険料を控除されているものは無い上、A社は、当時の関係資料を保管していない旨回答しており、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の従業員から回答を得たが、請求期間の各月のうち昭和55年11月及び同年12月以外の月について、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得られない。

このほか、請求者の請求期間のうち、昭和55年5月21日から同年11月1日までの期間及び昭和56年1月1日から同年7月16日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和55年5月21日から同年11月1日までの期間及び昭和56年1月1日から同年7月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求者は、A社に勤務した請求期間について、保険給付に反映しなくとも年金記録を認めてほしいとしているところ、前述の第3の1のとおり、請求期間のうち、昭和55年5月21日から昭和56年7月16日までの期間において、請求者が同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと認められる上、当該期間に係る標準報酬月額について、日本年金機構B事務センターは、16万円である旨回答している。

したがって、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年11月1日から同年5月21日に、喪失年月日を昭和56年1月1日から同年7月16日に訂正し、昭和55年5月から昭和56年6月までの標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書の報酬額及び日本年金機構B事務センターの回答から、16万円とすることが妥当である。

ただし、上記訂正後の被保険者期間(前述の第3の1の厚生年金特例法に基づき認められる被保険者期間を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付

の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、昭和 55 年 5 月 1 日から同年 5 月 21 日までの期間について、雇用保険の記録における資格取得日及び請求者から提出された給料支払明細書の勤務記録から、A社における請求者の最初の勤務日は昭和 55 年 5 月 21 日であると推認できるところ、同社は、当時の関係資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和 55 年 5 月 1 日から同年 5 月 21 日までの期間における請求者の勤務実態について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和 55 年 5 月 1 日から同年 5 月 21 日までの期間において、請求者が、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 4 請求期間のうち、昭和 56 年 7 月 16 日から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者は、A社における雇用保険の記録が確認できるものの、請求者から提出された給料支払明細書の勤務記録から推認される同社における請求者の最後の勤務日が昭和 56 年 7 月 15 日である上、同社は、当時の関係資料を保管していない旨回答していることから、請求者の同年 7 月 16 日以降における勤務実態及び雇用形態を確認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和 56 年 7 月 16 日から同年 8 月 1 日までの期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和 56 年 7 月 16 日から同年 8 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者として、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700002号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700043号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

昭和57年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年9月30日から同年10月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る年金記録のお知らせ文書が年金事務所から届いたことにより、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないことが分かった。

請求期間においても、B社に継続して勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

企業年金連合会から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会(回答)、C健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びに複数の同僚の陳述等から、請求者が、請求期間もB社に継続して勤務し、昭和57年10月1日にA事業所からD事業所に異動していることが認められる。

また、A事業所及びD事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、両事業所に被保険者記録のある複数の者が、「請求者は、請求期間及びその前後の期間においてE職として勤務していた。」旨回答しているところ、このうち複数の者は、「請求期間当時、請求者も自身も継続して勤務しており、昭和57年10月1日付けでA事業所からD事業所に所属替えとなった。所属替えになる前後において、勤務形態等に変更はなかった。」旨回答又は陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA事業所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A事業所における請求者の昭和57年8月の厚生年金保険の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和57年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から、同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年9月

の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600353号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700044号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成17年9月1日から平成23年1月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年9月から平成18年8月までは20万円を34万円、同年9月から平成20年8月までは22万円を34万円、同年9月から平成22年12月までは20万円を34万円とする。

平成17年9月から平成22年12月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年9月から平成22年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成23年1月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年1月から同年8月までは20万円を34万円、同年9月から平成24年8月までは20万円を32万円、同年9月から平成25年8月までは20万円を34万円とする。

平成23年1月から平成25年8月までの上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月31日、平成16年8月2日及び同年12月31日は59万2,000円、平成17年8月31日、平成18年7月31日、平成20年8月11日及び平成21年8月11日は35万円に訂正することが必要である。

平成15年12月31日、平成16年8月2日、同年12月31日、平成17年8月31日、平成18年7月31日、平成20年8月11日及び平成21年8月11日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月31日、平成16年8月2日、同年12月31日、平成17年8月31日、平成18年7月31日、平成20年8月11日及び平成21年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年9月1日から平成26年6月1日まで
② 平成15年12月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年8月

- ⑥ 平成 18 年 7 月
- ⑦ 平成 20 年 8 月
- ⑧ 平成 21 年 8 月

請求期間①について、A社から支払われた毎月の給与から標準報酬月額 41 万円相当の厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が 20 万円又は 22 万円と低い額となっている。

また、請求期間②から⑧までについて、賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録がない。

調査の上、各請求期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 請求期間①のうち、平成 17 年 9 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳、並びに A 社から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成 17 年 9 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額から、34 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管する A 社から提出された請求者の平成 17 年 9 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、厚生年金保険の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、年金事務所（平成 21 年までは社会保険事務所）は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成 23 年 1 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間について、A 社から提出された請求者の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、並びに請求者から提出された給与所得の源泉徴収票及び預金通帳により、当該期間において、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（20 万円）は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額（20 万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、同法による記録の訂正を認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間①の標準報酬月額の記録について、保険給付に反映する記録に訂正することが認められない場合は、事業主が本来届け出るべきであった記録に訂正することを求めているところ、請求期間①のうち平成 23 年 1 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間については、A 社から提出された請求者の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、並びに請求者から提出された給与所得の源泉徴収票及び預金通帳により、請求者が、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求者の平成23年1月1日から平成25年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の源泉徴収簿等により認められる報酬月額から、平成23年1月1日から同年9月1日までは34万円、同年9月1日から平成24年9月1日までは32万円、同年9月1日から平成25年9月1日までは34万円に訂正し、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが妥当である。

- 4 請求期間①のうち、平成25年9月1日から平成26年6月1日までの期間について、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額は、当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年1月25日付けで、当初の20万円を34万円に訂正の上、保険給付の計算の基礎とならない厚生年金保険法第75条本文該当（訂正前の標準報酬月額（20万円）を除く。）記録とされているところ、A社から提出された請求者の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、並びに請求者から提出された給与所得の源泉徴収票及び預金通帳により認められる当該期間における標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文該当として記録されている標準報酬月額（34万円）と同額である上、当該源泉徴収簿等により認められる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録における保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額（20万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、記録の訂正を認めることはできない。
- 5 厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 6 請求期間②について、請求者のオンライン記録における平成15年7月31日の標準賞与額、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票及びB銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表から判断すると、請求者が、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③について、B銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表、A社の社会保険関係事務を受託している社会保険労務士（以下「顧問社労士」という。）の陳述、請求者に係る当該期間の前後の賞与額（前述の請求期間②に係る推認できる賞与額及び請求者から提出された平成16年12月の給料（賞与）支払明細書における支給額）及び請求者のオンライン記録における平成15年7月31日の標準賞与額から判断すると、請求者が、当該期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④、⑤及び⑥について、請求者から提出された給料（賞与）支払明細書により、請求者が、当該各期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑦について、請求者から提出された給料（賞与）支払明細書及びA社から提出された請求者の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者が、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑧について、請求者から提出された預金通帳及びA社から提出された請求者の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者が、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②から⑧までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票等により確認又は推認できる賞与支給額から、請求期間②、③及び④は59万2,000円、

請求期間⑤、⑥、⑦及び⑧は35万円とすることが妥当である。

また、請求期間②から⑧までの標準賞与額に係る支給日について、請求期間②、④及び⑥は請求者のオンライン記録における当該各期間前後の賞与支払日、請求期間③はB銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表の振込日、請求期間⑤は請求者の妻の備忘録の日付、請求期間⑦は請求者から提出された当該期間に係る給料（賞与）支払明細書に記載の年月及び請求者の妻の陳述、請求期間⑧は請求者から提出された預金通帳により確認できる賞与振込日から、請求期間②は平成15年12月31日、請求期間③は平成16年8月2日、請求期間④は平成16年12月31日、請求期間⑤は平成17年8月31日、請求期間⑥は平成18年7月31日、請求期間⑦は平成20年8月11日及び請求期間⑧は平成21年8月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑧までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、顧問社労士は、事業主が、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料を納付していない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700058号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700045号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成17年9月1日から同年11月8日までの期間、平成18年10月21日から平成19年4月21日までの期間及び平成20年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年9月、同年10月、平成18年10月から平成19年3月までの期間及び平成20年4月から同年6月までの期間は15万円を28万円とする。

平成17年9月、同年10月、平成18年10月から平成19年3月までの期間及び平成20年4月から同年6月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年9月、同年10月、平成18年10月から平成19年3月までの期間及び平成20年4月から同年6月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成17年8月26日から同年11月8日までの期間、平成18年10月21日から平成19年4月21日までの期間及び平成20年4月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年8月から同年10月までの期間、平成18年10月から平成19年3月までの期間及び平成20年4月から同年9月までの期間は30万円とする。

平成17年8月から同年10月までの期間、平成18年10月から平成19年3月までの期間及び平成20年4月から同年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(平成17年8月及び平成20年7月から同年9月までの期間は訂正前の標準報酬月額を除く。平成17年9月、同年10月、平成18年10月から平成19年3月までの期間及び平成20年4月から同年6月までの期間は上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 3 請求者のB社における平成17年11月8日から平成18年10月21日までの期間及び平成19年4月21日から平成20年4月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年11月から平成18年9月までの期間及び平成19年4月から平成20年3月までの期間は15万円を28万円とする。

平成17年11月から平成18年9月までの期間及び平成19年4月から平成20年3月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年11月から平成18年9月までの期間及び平成19年4月から平成20年3月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のB社における平成17年11月8日から平成18年10月21日までの期間及び平成19年4月21日から平成20年4月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年11月から平成18年9月までの期間及び平成19年4月から平成20年3月までの期間は30万円とする。

平成17年11月から平成18年9月までの期間及び平成19年4月から平成20年3月まで

の期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記第1の3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年8月26日から同年11月8日まで
② 平成17年11月8日から平成18年10月21日まで
③ 平成18年10月21日から平成19年4月21日まで
④ 平成19年4月21日から平成20年4月1日まで
⑤ 平成20年4月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した請求期間①、③及び⑤並びに同社の親会社であるB社に勤務した請求期間②及び④に係る年金記録の標準報酬月額が、給料支払明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。

調査の上、請求期間①、②、③、④及び⑤の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

【保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録訂正を認める期間】

- 1 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 A社に係る請求期間①のうちの平成17年9月1日から同年11月8日までの期間、請求期間③の全期間及び請求期間⑤のうちの平成20年4月1日から同年7月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書は、事業所名の押印があるものとなないものが混在しているものの、全て同一の様式である上、請求者がA社の親会社であったとするB社の同僚から提出された給料支払明細書及び同社の同僚の陳述から、当該期間に係る給料支払明細書はA社から交付されたものと認められることから、当該給料支払明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①のうち平成17年9月及び同年10月、請求期間③の全期間及び請求期間⑤のうち平成20年4月から同年6月までの期間に係る請求者の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に

基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 B社に係る請求期間②及び④について、請求者から提出された給料支払明細書は、事業所名の押印があるものとなないものが混在しているものの、全て同一の様式である上、同社の同僚から提出された給料支払明細書及び同社の同僚の陳述から、当該期間に係る給料支払明細書はB社から交付されたものと認められることから、当該給料支払明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②及び④に係る請求者の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

【保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録訂正を認めない期間】

- 4 請求期間①のうち、平成17年8月26日から同年9月1日までの期間について、A社は、オンライン記録によると、平成20年12月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該期間に係る同社の代表取締役の事情照会したものの回答がないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、事業所及び代表取締役に確認することができない。

また、請求者から上記期間に係る給料支払明細書が提出されているものの、当該給料支払明細書には厚生年金保険料額の記載がない。

このほか、平成17年8月26日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成17年8月26日から同年9月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求期間⑤のうち、平成20年7月1日から同年10月1日までの期間について、請求者が当該期間に係る給料支払明細書を所持していないところ、前述のとおり、A社が平成20年12月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている等の事情から、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、事業所等に確認することができない。

また、請求者は、「平成20年7月分から同年9月分までの給与は未払であったため、未払賃金の立替払を受けた。」旨陳述しているところ、独立行政法人労働者健康安全機構から提出された請求者に係る立替払請求書入力画面によると、立替払の対象となった平成20年8月5日、同年9月5日及び同年10月5日に係る各定期賃金の額（29万9,860円）は、請求者から提出されたA社に係る平成20年4月から同年6月の各月分の給料支払明細書において確認できる支給額合計と同額であり、また、年金事務所が保管する同社に係る厚生年金保険報酬月額算定基礎届総括票に記載された給与の支払日が翌月5日であることから、請求者の平成20年7月から同年9月の各月に係る賃金は全額未払であったものと推察され、事業

主が、請求者の平成 20 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を控除したとは考え難い。

このほか、平成 20 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 20 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

【保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録訂正を認める期間】

- 6 請求者は、請求期間①、②、③、④及び⑤の標準報酬月額の記録について、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正することを求めているところ、請求期間①は請求者から提出された給料支払明細書及び日本年金機構 C 事務センターの回答により、また、請求期間②、③、④及び⑤は請求者から提出された給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（上記第 3 の 2 及び第 3 の 3 の厚生年金特例法による訂正されるべき期間の標準報酬月額については、訂正後の標準報酬月額）よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る請求者の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額又は日本年金機構 C 事務センターの回答から、30 万円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（平成 17 年 8 月及び平成 20 年 7 月から同年 9 月までの期間は訂正前の標準報酬月額を除く。平成 17 年 9 月、同年 10 月、平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月までの期間及び平成 20 年 4 月から同年 6 月までの期間は上記第 3 の 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。平成 17 年 11 月から平成 18 年 9 月までの期間及び平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの期間は上記第 3 の 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700066号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700046号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成15年4月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年4月から平成16年9月までは36万円を47万円、同年10月から平成19年8月までは36万円を44万円、同年9月から平成22年8月までは36万円を41万円、同年9月から平成25年8月までは36万円を38万円とする。

平成15年4月から平成25年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年4月から平成25年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成27年2月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年2月から同年10月までは36万円を59万円とする。

平成27年2月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年2月1日から平成27年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、将来の年金額に反映されるよう標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成15年4月1日から平成25年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに金融機関から提出された給与の振込記録により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(36万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、請求期間のうち、平成15年4月1日から平成25年9月1日までの期間は、年金事務所が訂正請求書を受け付けた日(平成29年3月8日。以下「訂正請求受付日」という。)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行わ

れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額
のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額に
ついては、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの
期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月
額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 4 月から平成 16 年 9 月までは 47 万円、同年
10 月から平成 19 年 8 月までは 44 万円、同年 9 月から平成 22 年 8 月までは 41 万円、同年 9
月から平成 25 年 8 月までは 38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、
事業主の回答を得られないが、年金事務所が保管する請求者の平成 15 年 4 月 1 日から平成
25 年 9 月 1 日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載
されている報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（36
万円）と同額であることから、事業主から社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務
所）に当該届が提出され、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づ
く厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入
の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

2 請求期間のうち、平成 15 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び平成 25 年 9 月 1 日
から平成 27 年 2 月 1 日までの期間について、当該期間は、訂正請求受付日において厚生年
金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、前述の第 3 の 1 と同様に厚
生年金特例法が適用される期間であるところ、請求者から提出された給与明細書等により確
認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における
標準報酬月額（36 万円）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当た
らないため、同法による記録の訂正は認められない。

3 請求期間のうち、平成 27 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、当該期間は、
訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間
であり、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、請求者から提出された給与明細書
により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の算定の基礎となる報酬月額
に基づく標準報酬月額（59 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（36 万円）より高い
額であることが確認できる。

また、日本年金機構 B 事務センターは、請求者の請求期間のうち、平成 27 年 2 月 1 日か
ら同年 11 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の算定の基礎となる報酬月
額に基づく標準報酬月額について、「59 万円」と回答している。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成 27 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間
に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び日本年金
機構 B 事務センターの回答から、59 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600731号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700049号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月21日から同年12月21日に訂正し、同年1月から同年11月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和58年1月21日から同年12月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月21日から同年12月21日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の喪失年月日が昭和58年1月21日と記録されているが、同社が廃業する同年12月20日まで、正社員として工場でB業務に従事していた。

請求期間についても、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給料支払明細書を提出するので、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年12月21日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿において、同社が、請求期間の始期である昭和58年1月21日に、適用事業所でなくなっていることが記録されている。

しかしながら、A社の請求期間当時の監査役の同社に係る陳述及び請求者から提出された同社における給料支払明細書により、同社が、請求期間においても事業を継続していたことが推認できることから、請求期間においても、厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたことが認められる。

また、前述のA社の監査役の請求者に係る陳述及び請求者の給料支払明細書から判断すると、請求者が、請求期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及び被保険者増減表(以下「被保険者名簿及び増減表」という。)において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和58年1月21日。以下「全喪日」という。)から1年以上経過後の昭和59年2月29日付けで、同社における請求者の昭和58年10月定時決定の標準報酬月額の記録を取り消した上、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同社の全喪日と同日とする届出が行われている。

加えて、前述の被保険者名簿及び増減表において、請求者のほかに、前述の請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失に係る届出の受付年月日(昭和59年2月29日)時点における被保険者7人全員についても、その被保険者資格を請求者と同様に遡って喪失させる届出が行われている。

また、前述のA社の監査役は、「昭和58年当時は、会社の経営が苦しく、社会保険料を滞納していたと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和58年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を請求者から提出された給料支払明細書により推認できる昭和58年12月分給与の締切日の翌日である昭和58年12月21日とすることが妥当である。

また、昭和58年1月から同年11月までの標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる請求者の昭和57年12月の標準報酬月額の記録及び厚生年金保険被保険者資格の喪失前に算定された昭和58年10月定時決定の標準報酬月額の記録から、24万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600738号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700042号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和23年3月頃から昭和28年7月頃まで

B事業所に昭和23年3月頃から昭和28年7月頃まで勤務し、C作業に従事したのに、当該勤務期間について厚生年金保険の記録が無い。

両親や兄、姉もB事業所に勤務していた。調査の上、請求期間を保険給付の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に勤務したとするB事業所には、請求者の両親及び兄弟姉妹も勤務したと陳述しているところ、オンライン記録における当該兄弟姉妹の厚生年金保険被保険者記録及び請求者が陳述するB事業所の所在地から、請求者が勤務したとするB事業所は、A事業所であると推認される。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録によると、昭和43年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記の記録によると、D社からE社に組織変更後、昭和47年12月15日に解散している上、同記録、事業所記号簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に記されている事業主及び役員等はいずれも所在を確認できないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所関係者に確認することができない。

また、A事業所に係る被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録があり連絡先が判明した複数の者に照会したところ、給与計算及び社会保険の各事務担当者であったとされる者が判明したが、オンライン記録によると、当該担当者はいずれも既に死亡している上、請求者がA事業所に勤務していたと回答した者が一人確認できたものの、同人は請求者の具体的な勤務内容については分からないと回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、請求期間当時の同事業所の事務担当者及び従業員に確認することができない。

さらに、請求者が、自身の両親及び兄弟姉妹もA事業所に勤務していたと陳述しているところ、当該親族のうち次姉以外は死亡しており、次姉は高齢のため当時のことは分からない旨回答している上、請求者は、請求期間にA事業所において自身と同じC作業をしていたとする同僚について、具体の氏名を記憶していないことから、当該同僚を特定することができず、これらの者から請求者の請求期間に係る勤務実態等を確認することができない。

加えて、A事業所に係る被保険者名簿において、請求期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、請求者の記録が失われた可能性は考え難い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700001号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年2月25日から昭和55年9月1日まで

請求期間において、A社で運転手として、BをCからDに運搬していた。請求期間には、家族が、母子健康手帳(昭和54年12月12日交付)に記載のE市保健所及び育児手帳(昭和55年7月22日交付)に記載のF病院で、健康保険証を使用していた。

しかし、請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社における請求者の請求期間の勤務について、同社は、「勤務していたか否か不明である。」と回答している上、同社の代表取締役は、「会社が保管する請求者に係る健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書②(請求者の健康保険被保険者資格の取得日は、昭和55年9月1日)のほかに、請求者が請求期間に勤務していたことを示す書類は無い。私自身は、請求者の勤務期間について、記憶にない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務について事業所及び事業主に確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち、所在の判明した者に事情照会し、回答のあった6人のうち3人から、「請求者を記憶している。」旨の回答を得たが、当該3人は、「請求者の勤務期間については、分からない。」旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時の3人の同僚を記憶しているところ、A社に係る被保険者名簿において当該3人のうち2人については同姓の者が見当たらず、氏名が一致する1人は既に死亡しているため、当該3人に同社における請求者の請求期間に係る勤務を確認することができない。

加えて、A社から提出された請求者に係る健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書②(G健康保険組合が事業主に通知した書面、当該書面に押印されているG健康保険組合届出書受付押印日は昭和55年9月8日)の写しによると、事業主が同健康保険組合に届け出た請求者の同社における健康保険の被保険者資格取得日は昭和55年9月1日であることが確認でき、同社の代表取締役は、「健康保険組合への届出は、複写式用紙を使用しており、健康保険組合経由で、同じ内容のものを社会保険事務所(当時)に届出することとなる。」旨陳述しているところ、当該健康保険の被保険者資格取得日と請求者の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日「昭和55年9月1日」は一致している上、当該資格取得日は、請求者の同社における雇用保険の被保険者資格取得日とも同日である。

また、A社の代表取締役は、「仮に、請求者が請求期間に当社で勤務していたとしても、厚

生年金保険の被保険者資格を取得する前の給与から厚生年金保険料を控除することはない。また、当時、社会保険に加入すると給料の手取り額が減るので、加入を希望しない従業員がおり、その従業員については加入しないことがあった。」旨陳述している上、前述の回答のあった6人のうち1人は、「私がA社に入社した際に、当時、事務をしていた女性から、私は社会保険に加入していない旨の話を聞いたような記憶がある。」旨陳述していることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、請求者は、「請求期間に、家族が、E市保健所及びF病院で健康保険証を使用していた。」として、請求者の妻子の氏名及び受診機関名が記載された母子健康手帳及び育児手帳を提出しているところ、E市は、「当時の資料の保管はない。」旨、F病院は、「当時の診療記録等の資料は残っておらず、健康保険の種別は確認できない。」旨、それぞれ回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600625号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700048号

第1 結論

請求期間①から⑦までの各期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間において支払われた請求期間①から⑦までの各期間の賞与に係る記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までの各期間について、A社の事業主は、「請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額については、当時の資料を保管しておらず、不明である。」旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を事業主に確認することができない。

また、請求者が賞与の振込先であったとするB銀行C支店の担当者は、「10年以上前の預金口座の取引履歴については、データが残されていないため提供することができない。」旨陳述していることから、請求者が、請求期間①から⑦までの各期間に、A社から賞与の支払を受けていたことを当該銀行に確認することができない。

さらに、請求期間①から⑦までの各期間当時の請求者の住所地であるD市の市役所及びE税務署は、当該各期間に係る各年の給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料について、「保存期限経過のため保管していない。」旨回答している上、請求者から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票の写しにより、平成18年1月から同年9月までの期間に係る給料及び賞与の総支給額並びに社会保険料控除額を確認できるものの、その内訳が不明のため、請求者の各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑦までの各期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。